

# 大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託の受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

## 1 業務の趣旨

本業務は、こどもの語彙力、創造力、感受性を育むことを目的に、大府市いきいきプラザ内に多様な絵本に親しめる読書空間を創出するものである。また、「絵本は人生で三度読む」という考え方のもと、受託者は、こどもを中心としたうえで、その保護者や高齢者などを含む多世代が共有できる空間となるよう配慮する。

さらに、大府市いきいきプラザは、隣接する「おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）（※令和9年4月頃開館予定）」との市民等による一体的な利用を想定していることから、読書空間は、おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）との相乗効果により、両施設の魅力の向上に資するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 名 称 大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託
- (2) 業務の内容 別添「大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 実施場所 大府市いきいきプラザ（大府市横根町狐山97番地の6）
- (4) 発注者 大府市
- (5) 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 見積限度額

- (1) 見積限度額は、金6,177,600円（消費税及び地方消費税含む。）とする。
- (2) 見積限度額の範囲内で提案額を提示すること。なお、提案額の消費税及び地方消費税の税率を10%で積算するものとする。
- (3) 提案の内容に関わらず、見積限度額を超える提案は受け付けない。

## 4 プロポーザル方式の採用理由と導入効果

本業務の趣旨を踏まえた提案を広く募集するため、大府市プロポーザル方式等実施要綱第3条第1項第4号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式を採用する。これにより、企画提案、業務実施体制、実績等の観点から総合的な審査を行い、最も

適切な受託者を選定することができる。

## 5 プロポーザルの参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出日に大府市不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止又は指名見合わせの措置を受けていない者であること。
- (3) 大府市税を滞納していない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 6 選定日程

日 程	内 容
令和8年6月1日（月）	プロポーザル実施公告 プロポーザル実施要領等の配付 提出書類等に関する質疑書の受付開始
令和8年6月8日（月）	提出書類に関する質疑書の受付期限
令和8年6月15日（月）	提出書類に関する質疑書に対する回答
令和8年6月22日（月）	参加表明書の提出期限
令和8年6月24日（水）	企画提案書の提出期限、辞退届の提出期限
令和8年7月2日（木）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
同 日	プロポーザル審査委員会による審査、優先交渉権者の候補者の選定
令和8年7月14日（火）	大府市指名資格審査委員会による優先交渉権者

日 程	内 容
(予定)	の決定
令和8年7月下旬	契約条件の成立、委託契約の締結

## 7 応募手続き等

### (1) 提出書類に関する質疑書の受付及び回答

提出期限	令和8年6月8日（月）午後5時まで
提出要領	提出書類に関する質疑書（様式1）を作成し、電子メールで事務局に提出すること。なお、提出した際には、電話による到達確認を行うこと。
メールタイトル	公募型プロポーザル提出書類に関する質疑書
回答方法	令和8年6月15日（月）午後5時までに電子メールで提出者及び参加表明者全員に回答するとともに、同日午後8時までに市公式ウェブサイトには回答書を掲載する。なお、質疑が無かった場合は、市公式ウェブサイトには掲載しない。

### (2) 参加表明書の提出

提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時まで
提出要領	<p>参加表明者は、参加表明書を持参、郵送、電子メール又はFAXにより事務局へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送により提出する場合は、書留、簡易書留、レターパック等の配達状況が確認できる方法とし、提出期限までに必着とする。</li> <li>・ 持参する場合は、午前9時から午後5時までとする。ただし、期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。</li> <li>・ 電子メール又はFAXにより提出した場合は、送信後、電話により到達確認を行うこと。</li> </ul> <p>なお、提出期限までに到達確認ができない場合は、未提出として取り扱う場合がある。</p>
提出書類	<p>①参加表明書（様式2）          ②会社概要書（様式3）          ③業務実績書（様式4）          ④登記事項証明書</p> <p>※提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。</p>

提出部数	1部
その他	期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は、受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限	令和8年6月24日(水)午後5時まで
提出要領	<p>参加表明者は、企画提案書等を持参、郵送（書留又は簡易書留に限る。提出期限までに必着のこと。）又は電子メールにより事務局へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参する場合は、午前9時から午後5時までとする。ただし、期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。</li> <li>・郵送により提出する場合は、レターパック等の配達状況が確認できる方法によること。</li> <li>・電子メールにより提出した場合は、送信後、電話等により到達確認を行うこと。</li> </ul> <p>なお、提出期限までに到達確認ができない場合は、未提出として取り扱う場合がある。</p> <p>提出された提案資料等は、提出後の差替え、追加及び再提出を認めない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。</p>
提出書類	<p>①企画提案書（表紙：様式5、本文：任意様式）</p> <p>本業務の目的及び仕様書の内容を踏まえ、企画提案を行うこと。なお、提案内容には、必ず次の項目を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 絵本等のテーマ</li> <li>(2) レイアウト（配置）のイメージ</li> <li>(3) 空間演出のイメージ</li> </ol> <p>②業務責任者調書（様式6）</p> <p>③業務従事者配置調書（様式7）</p> <p>④見積書（任意様式）</p> <p>⑤健康経営優良法人認定（当該年度）の取得を証明する書類（写）</p> <p>⑥女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）の取得を証明する書類（写）</p> <p>⑦プレゼンテーションで使用する映像資料等</p> <p>※ ①は、A4判で作成すること。ただし、図表等はA3版を</p>

	<p>使用することも可とするが、A4サイズに織り込むこと。</p> <p>※ ⑤及び⑥は、取得している場合は提出すること。</p> <p>※ ⑦の内、液晶ディスプレイに表示する電子データは、CD-R（1枚）、USBメモリ（1個）又は、メール等（オンラインストレージを含む。）のいずれかの方法で提出すること。なお、提出する電子データは、パワーポイント、エクセル、ワード又は、PDFのいずれかの形式に限る。</p>
提出部数	正本（1部）、副本（7部）※⑦の電子データを除く。

#### (4) 辞退届の提出（参加表明者が辞退する場合のみ）

提出期限	令和8年6月24日（水）午後5時まで
提出要領	<p>参加表明者は、辞退届（様式10）を作成し、持参、郵送（書留、簡易書留、レターパック等の配達状況が確認できる方法に限る。提出期限までに必着のこと。）、電子メール又はFAXにより事務局へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参する場合は、午前9時から午後5時までとする。</li> <li>ただし、期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。</li> <li>・電子メール又はFAXにより提出した場合は、送信後、電話等により到達確認を行うこと。</li> </ul> <p>なお、提出期限までに到達確認ができない場合は、未提出として取り扱う場合がある。</p>
その他	辞退の撤回はできない。

### 8 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、大府市プロポーザル方式等実施要綱第8条の規定に基づきプロポーザル審査委員会において行う。

委員は、次に記載のとおりとする。

職名	備考
大府市 健康未来部 健康未来拠点整備室長	委員長
大府市 企画政策部 企画広報戦略課長	
大府市 企画政策部 財務政策課長	
大府市 企画政策部 企画広報戦略課担当課長	
大府市 市民協働部 文化交流課長	

### 9 企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等の内容について次のとおり提案者にプレゼンテーションを求めるとともに、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和8年7月2日（木）午後

※ プレゼンテーションは対面を基本とするが、オンライン（Zoomを使用）での参加も可能とする。オンライン参加を希望する者は、令和8年6月24日（水）午後5時までに申し出ること。

※ 日時等の詳細は、企画提案書等の提出期限後に別途通知する。

(2) 実施要領

ア プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。液晶ディスプレイ（60インチ）及びノートパソコンは市が用意するが、その他提案に必要な資機材は、提案者が用意すること。

イ 時間は、30分以内とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリング（質問及び回答時間）を10分以内の予定とする。なお、準備時間は、発表前に別に10分程度設ける。

ウ 参加者は3名以内とする。ただし、業務従事予定者が1名以上参加すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

(3) 結果通知

プレゼンテーション及びヒアリングを実施した後に書面（様式7又は様式8）を発送するとともに、電子メールでも通知する。

## 10 優先交渉権者の選定に関する審査基準

- ・ 企画提案内容を次に記載する3つの審査項目で評価し、審査項目ごとの評価点数の合計点数（加点項目を含む。）で競う「総合評価方式」により行う。
- ・ 総合評価点は、配点に審査員数を乗じて算出する（500点満点）。
- ・ 総合評価点の基準点は6割とし、基準点を超える者で、加点項目の点数を加えた合計点数（502点満点）が最高点数の者を受託者（優先交渉権者）として選定する。
- ・ 最高点数が同点で2者以上ある場合は、プロポーザル審査委員会の議決により受託者（優先交渉権者）を選定する。
- ・ 参加表明者が1者である場合は、大府市プロポーザル方式等実施要綱第7条第3項の規定にかかわらず審査を実施し、本事業の委託先として適当であると認めた場合（基準点以上の場合）は、その者を受託者（優先交渉権者）として選定する。

### 【評価項目及び点数配分】

審査項目（評価項目）		配点
1	企画提案（提案書、プレゼンテーション）審査	
	・企画立案は、業務の目的を踏まえた提案であるか	15点
	・絵本等の選書は、利用者にとって魅力ある提案であるか	15点
	・絵本等の配置、絵本コーナーの空間演出は、効果的な提案であるか	15点
	・業務の効果を高める独自の提案があるか	10点
	・市と受託者の役割分担が明確であるか	5点
2	業務実施体制及び実績審査	
	・業務が確実に履行できる体制が整備されているか	10点
	・業務担当者は、業務に必要な知識や知見を有しているか	15点
	・類似業務の実績を有し、業務に生かされる内容であるか	10点
3	見積金額審査	
	・価格点 = 5 × (最低提案価格 / 当該提案価格) ※四捨五入（採点方法によらない。）※事前に事務局が採点を行う。	5点
合計		100点

《配点の採点方法》

評価	配点		
	15点満点	10点満点	5点満点
A：仕様書の内容を上回っており特に優れている。	15点	10点	5点
B：仕様書の内容を上回っており優れている。	12点	8点	4点
C：仕様書の内容を満たしている。	9点	6点	3点
D：仕様書の内容を一部満たしていないが是正する意欲がある。	6点	4点	2点
E：仕様書の内容を一部満たしておらず、是正する意欲が見られない。	3点	2点	1点
非該当：仕様書の内容を満たしていない。	0点	0点	0点

【加点項目】以下の社会貢献度に関する事項に該当する場合には、加点する。

評価項目	配点 (有の場合)
1 健康経営優良法人の認定の有無	1点
2 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証の有無 (あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等)	1点
合計	2点

11 追加提案企画

市が示す大府市いきいきプラザ絵本の選書及びレイアウト等業務委託仕様書に記載してある内容以外に、本業務の趣旨や目的に合致し、追加で実施したい事業があれば積極的に提案すること。ただし、追加提案企画の実施については、市と協議のうえ決定する。

## 12 その他留意事項

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。ただし、USBメモリはプレゼンテーション終了後に提案者へ返却する。なお、提出された提案資料等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本提案の審査は、受託者の選定（優先交渉権者の決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際は改めて協議・調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。
- (4) 情報公開請求があった場合は、公募型プロポーザル方式による受託候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、個人情報の保護に関する法律に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

## 13 プロポーザルに関する事務局等

本業務委託に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事務局	
所 属	大府市 企画政策部 企画広報戦略課
住 所	〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
電話／FAX	0562-85-3223／0562-48-4808
電子メール	omocha@city.obu.lg.jp
ウェブサイト	<a href="http://www.city.obu.aichi.jp/">http://www.city.obu.aichi.jp/</a>